

傍 聴 要 領

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、指定された期日までに申込を済ませ、許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴の手続・定員等は、県ホームページの「千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会」に掲載します。
- (4) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、車いす等の配慮が必要な方は、会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申し出ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 次の各号のいずれかに該当する方は、申込を済ませていても、会場に入室することはできません。（座長又は座長から指示を受けた係員は、傍聴人が次の各号に規定する事実があると認められるときは、その方の入室を拒絶し、或いは退場させることができます。）
 - 一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - 二 貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - 三 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、仮面の類を着用し、又は携帯している者
 - 四 拡声器、無線機、録音機、写真機、映写機、楽器の類を携帯している者（（6）の規定により、撮影又は録音することにつき座長の許可を得た者を除く。）
 - 五 酒気を帯びていると認められる者
 - 六 その他会議の議事を妨害すると疑うに足りる明らかな事実があると認められる者
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。

- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 会議の中で議事の一部又は全部を非公開とする決議を行った場合は、当該部分の議事は非公開となるので、傍聴者は係員の指示に従い退室すること。録音等の許可を得て録音等を行っている場合、退室時には録音機器等を持ち去ること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、座長又は座長から指示を受けた係員から注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。